

## ケータイ社労士 2026 労働法 法改正・訂正

---

【12月3日】

・ P105 3章 労働者災害補償保険法 2課 4問目 2行目

訂正前：出向先授業

訂正後：出向先事業

【法改正】 [労働者災害補償保険法施行規則第18条の3の4の改定](#)

・ P136 3章 労働者災害補償保険法 18課 2 (3) 4行目

改正前：17万7,950円

改正後：18万6,050円

改正前：8万8,980円

改正後：9万2,980円

・ P167 3章 労働者災害補償保険法 33課 5問目 2箇所

訂正前：授業

訂正後：事業

【法改正】 [延滞税特例基準割合変更](#)

・ P296 5章 労働保険徴収法 22課 2 (5) 最終行

改正前：年14.6%は年8.7%に、年7.3%は2.4%となる。

改正後：年14.6%は年9.1%に、年7.3%は2.8%となる。

※ 令和8年1月1日からの改正

【1月30日】

・ P276 4章 労働保険徴収法 12課 (2)

訂正前：22区分

訂正後：26区分

【4月7日】

【法改正】 [令和8（2026）年度 雇用保険料率のご案内](#)

・ P272 4章 労働保険徴収法 10課 (5) ①

改正前：14.5

改正後：13.5

同②

改正前：16.5

改正後：15.5

同③

改正前：17.5

改正後：16.5

右ページ 5 問目 変更

変更前：1,000 分の 14.5

変更後：1,000 分の 14.5

変更前：1,000 分の 9

変更後：1,000 分の 9

変更前：1,000 分の 5.5

変更後：1,000 分の 5.5

変更前：○

変更後：X

※ ○問にすると、以下のようになる。

一般の事業について、雇用保険率が 1,000 分の 13.5 であり、二事業費充当徴収保険率が 1,000 分の 3.5 のとき、事業主負担は 1,000 分の 8.5、被保険者負担は 1,000 分の 5 となる。

【4月14日】

【法改正】 [労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年3月31日厚生労働省令第57号）](#)

・P136 3章 労働者災害補償保険法 18 課 2 (4) 3 行目

改正前：8万5,490円

改正後：9万790円

改正前：4万2,700円

改正後：4万5,400円

・P144 3章 労働者災害補償保険法 22 課 (5)

改正前：31万5,000円

改正後：33万円

右ページ 6 問目 変更

変更前：31万5千円

変更後：33万円